

1 月市議会臨時会議案概要説明書（追加提案分）

〔 報 告 〕

報告第4号 専決処分の報告について

（住宅課）

地方自治法第180条第1項の規定に基づく議会の議決により、市長の専決処分事項となっている市営住宅の家賃等の支払及び明渡しに係る訴えの提起について、同条第2項の規定により報告するもの

市営住宅の家賃等の支払及び明渡し

| | |
|-------------|--|
| 専決年月日 | 令和7年1月24日 |
| 明渡しを求める市営住宅 | 植田住宅 |
| 事件の概要 | 相手方は、市からの再三にわたる支払の催告にもかかわらず、多額の市営住宅の家賃及び駐車場使用料を滞納しているため、市営住宅の明渡し並びに滞納家賃、賃貸借契約解除後の使用損害金及び滞納駐車場使用料の支払を求める訴えを名古屋地方裁判所豊橋支部へ提起したものである。 （専決処分時の滞納状況） 滞納月数 7月分（家賃） 3月分（駐車場使用料） |